

《平成14年度税制改正》

# 中小企業関係税制改正の概要

経済産業省  
中小企業庁

# 【 目 次 】

1 . 留保金課税の抜本改革	1
2 . 中小法人の自社株に係る相続税の軽減制度の創設	4
3 . 中小企業投資促進税制の拡充	7
4 . 中小企業技術基盤強化税制の延長	8
5 . 交際費支出の損金算入限度額の拡大	9
6 . その他中小企業関係租税特別措置 等	11
中小企業関係租税特別措置、ベンチャー企業関連、連結納税	
7 . 法人事業税の外形標準課税の導入見送り	17
参考資料 (留保金課税、相続税、中小企業投資促進税制)	18

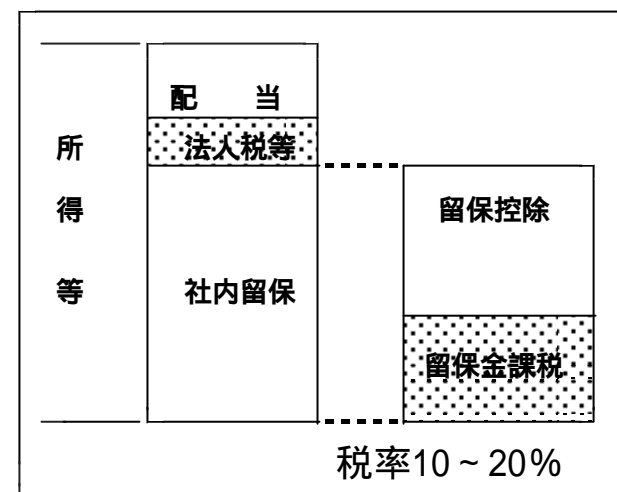
# 1 . 留保金課税の抜本改革

( 拡充による減税額 1 0 0 億円超 )

新事業の開拓、研究開発、「第二創業」等の、新たなチャレンジ（経営革新）に取り組む中小企業やベンチャー企業を支援するため、留保金課税の課税停止となる対象を、抜本的に拡充する。

## 1 . 留保金課税制度の概要

同族会社の内部留保に追加的に課税する制度。



## 2 . 14年度改正の内容

(1) 創業10年以内の中小企業、一定のベンチャー企業（法認定）は課税停止（延長）。

(2) 「経営革新を志向する中小企業やベンチャー企業」を、新たに課税停止の対象に追加。（拡充）

(前年度の試験研究費及び開発費の対売上高比率が3%超の中小企業。商業・サービス業等も対象。)

新たに3~4千社の中小企業やベンチャー企業の留保金課税が停止。

(3) 中小法人（資本金1億円以下）は、全面的に留保金課税を5%軽減（拡充）。

【参考】

## 試験研究費と開発費の対象となる具体的活動と費目の例

(現時点での見込み。詳細は今後確定する予定)

### 試験研究費

(事業シーズの発見のための費用)

製品の製造又はサービスの提供に係る試験研究

(研究者の person 費、原材料費、調査費、外部委託費等)

技術の改良・考案又は発明に係る試験研究

(研究者の person 費、製作の原材料費、調査費、外部委託費等)

### 開発費

(事業化・製品化のための費用)

新技術の採用

(技術習得のための指導料、マニュアルの使用料、特許権使用料等)

新経営組織の採用

(販売・仕入先との提携やフランチャイズ採用のための person 費・会議費、システム構築等のための person 費、調査費等)

新事業の開始

(プロトタイプ製作、事業化用マニュアル作成等のための person 費、印刷費、原材料費、研修費等)

市場の開拓

(市場調査費や新製品・新サービスの告知のための広告宣伝費等)

### 【対象外】

製品化後の設備取得費

量産化投資

販路拡大の新店舗整備費

販売促進のマーケティング費

## 【留保金課税の抜本見直しについて（与党税制改正大綱より）】

### 【検討事項】

中小の同族会社の留保金課税については、中小企業の体質強化を図る観点等から、早期に抜本的な見直しを行うよう検討を進める。

## 2 . 中小法人の自社株に係る相続税課税の軽減制度の創設

中小企業の事業の継続・発展を図るため、中小法人の自社株（取引相場のない株式等）に対する相続税課税を軽減する制度を創設する。

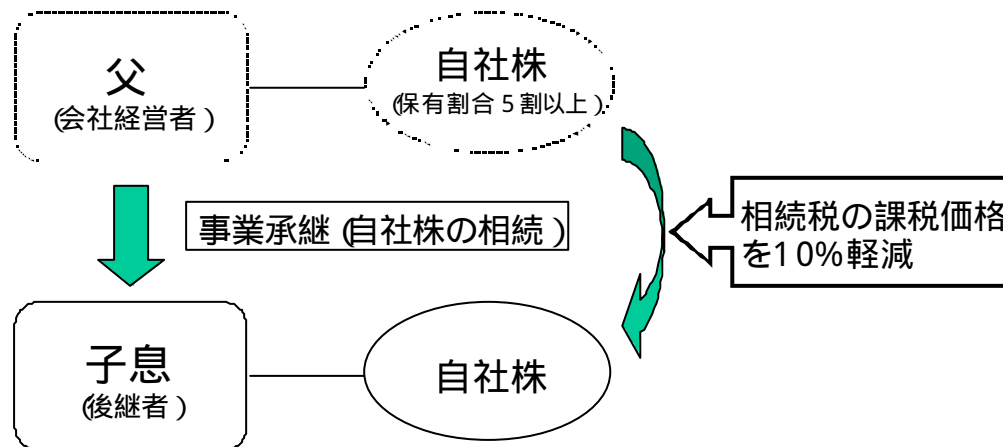
### 軽減措置の具体的内容

中小法人の自社株は、経営に必須で換金不可能という、他の財産とは違う性格。

このため、中小企業の事業の継続・発展を図る観点から、中小法人の経営者が所有する自社株に対し、相続税の課税価格を10%軽減する制度を創設する。

対象となる会社は、株式総額10億円未満<相続税評価ベース>の会社。  
軽減の対象は、経営者所有の株式のうち、発行済株式総数の3分の1以内で、相続税評価額3億円以下の部分。

〔例〕



(この他の適用要件)  
小規模宅地等の特例との選択。

被相続人等が当該会社の発行済株式等の総数の50%以上を所有しており、相続人が相続税の申告期限まで引き続き所有し、役員として会社を経営していること。

中小法人の自社株に関する相続税負担に鑑みた全く新しい事業承継税制の創設。  
(法律措置) 新たな制度の第一歩。

## 【事業承継に係る改正事項（与党税制改正大綱より）】

取引相場のない株式の物納について、物納の要件及びその取扱いの明確化を図る。

【14年度税制改正】

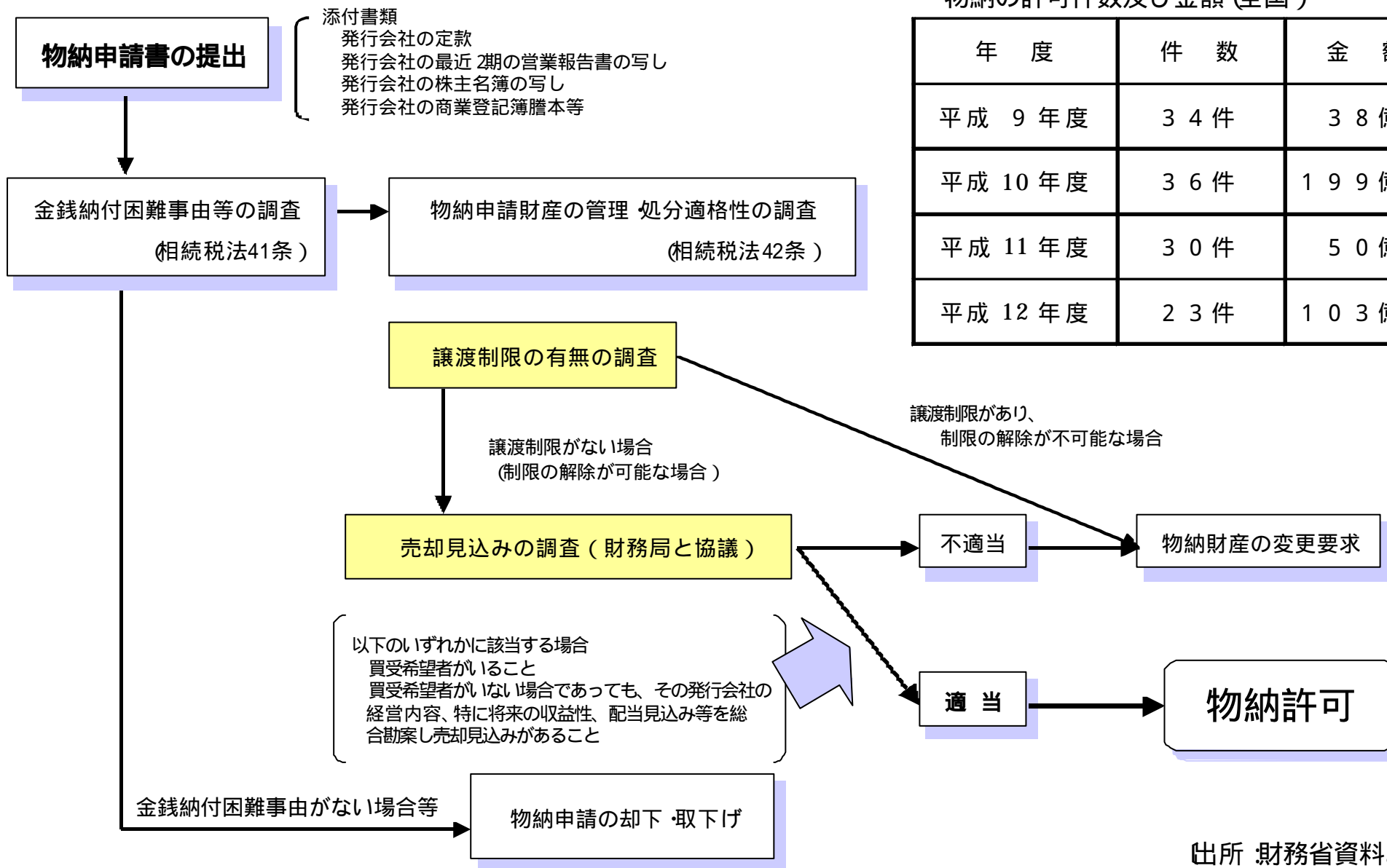
相続税については、最高税率の引下げを含む税率構造の見直しや課税ベース等についての検討とあわせて、中小企業や林業経営者等の円滑な事業承継に配慮した税制のあり方について、既存の特例措置を含め、早期に抜本的な見直しを行うよう検討を進める。

【検討事項】

# 取引相場のない株式の物納手続の概要（現行）

物納の許可件数及び金額（全国）

年 度	件 数	金 額
平成 9 年度	3 4 件	3 8 億円
平成 10 年度	3 6 件	1 9 9 億円
平成 11 年度	3 0 件	5 0 億円
平成 12 年度	2 3 件	1 0 3 億円



出所：財務省資料より



### 3 . 中小企業投資促進税制の拡充

( 減税規模 : 既存分 1,450 億円 + 拡充分 40 億円 )

景気の回復及び構造改革推進に万全を期すため、中小企業が行う前向きな設備投資を包括的に支援する中小企業投資促進税制を拡充する。

#### 現行措置の概要

- ・平成 10 年 4 月の総合経済対策において創設。以後、毎年延長。現行措置は 13 年度末まで。
- ・中小企業者の取得する機械・装置等について特別償却 ( 初年度30% )又は税額控除 ( 7% )  
( 7%税額控除は資本金3千万円以下の法人等のみ。リースの場合はリース費用総額の60%が税額控除の対象。 )

#### 拡充の具体的内容

##### 1 . 対象設備 ( 全ての機械・装置 ) の取得価額の引下げ

現行 2 3 0 万円以上   1 6 0 万円以上   ( リースの場合 : 300 万以上   210 万以上 )

##### 2 . 適用期間を2 年間延長 ( 適用期限 : 平成15年度末まで ) ( 従来は毎年の見直し・延長 )

#### 【対象設備 ( 改正後 )】

- (1) 全ての機械・装置 ( 取得価額160万円以上、リースの場合210万円以上 )
- (2) 電子計算機、デジタルファクシミリ等の特定の器具・備品 9 種類 ( 取得価額100万円以上、リースの場合140万円以上 )
- (3) 普通貨物自動車 ( 車両総重量3.5トン以上 )、(4) 内航船舶 ( 取得価額の75%が対象 )

## 4 . 中小企業技術基盤強化税制の延長（減税規模：140 億円、うち特別措置によるもの 60 億円）

新事業の創出に資する、中小企業の研究開発を包括的に支援するため、中小企業技術基盤強化税制を延長する。

### 現行措置の概要

- ・平成 10 年 4 月の総合経済対策において創設。以後、毎年延長。現行措置は 13 年度末まで。
- ・中小企業者の支出した試験研究費の 10%を税額控除。

景気対策としての特別措置がない場合には、税額控除率は 6 %まで。

### 【対象となる試験研究費】

- (1) 試験研究を行うために要する原材料費
- (2) 人件費（専門的知識をもって試験研究の業務に従事する者）
- (3) 経費（試験研究に使用する減価償却費を含む。）
- (4) 委託研究費等

### 今次改正の内容

税額控除率は現行（10%）どおりで、適用期限を平成 14 年度末まで 1 年間延長。

## 5 . 交際費支出の損金算入限度額の拡大

(減税規模：140 億円)

中小企業の税負担を軽減し、その活力を引き出すため、中小法人の交際費支出の損金算入限度額を拡大する。

### 交際費の損金算入限度額（現行）

資本金 1 千万円以下の中小法人 年 400 万円までの支出額のうち 8 割

資本金 1 千万～ 5 千万円の中小法人 年 300 万円までの支出額のうち 8 割

資本金5千万円超の法人は、全額損金不算入。

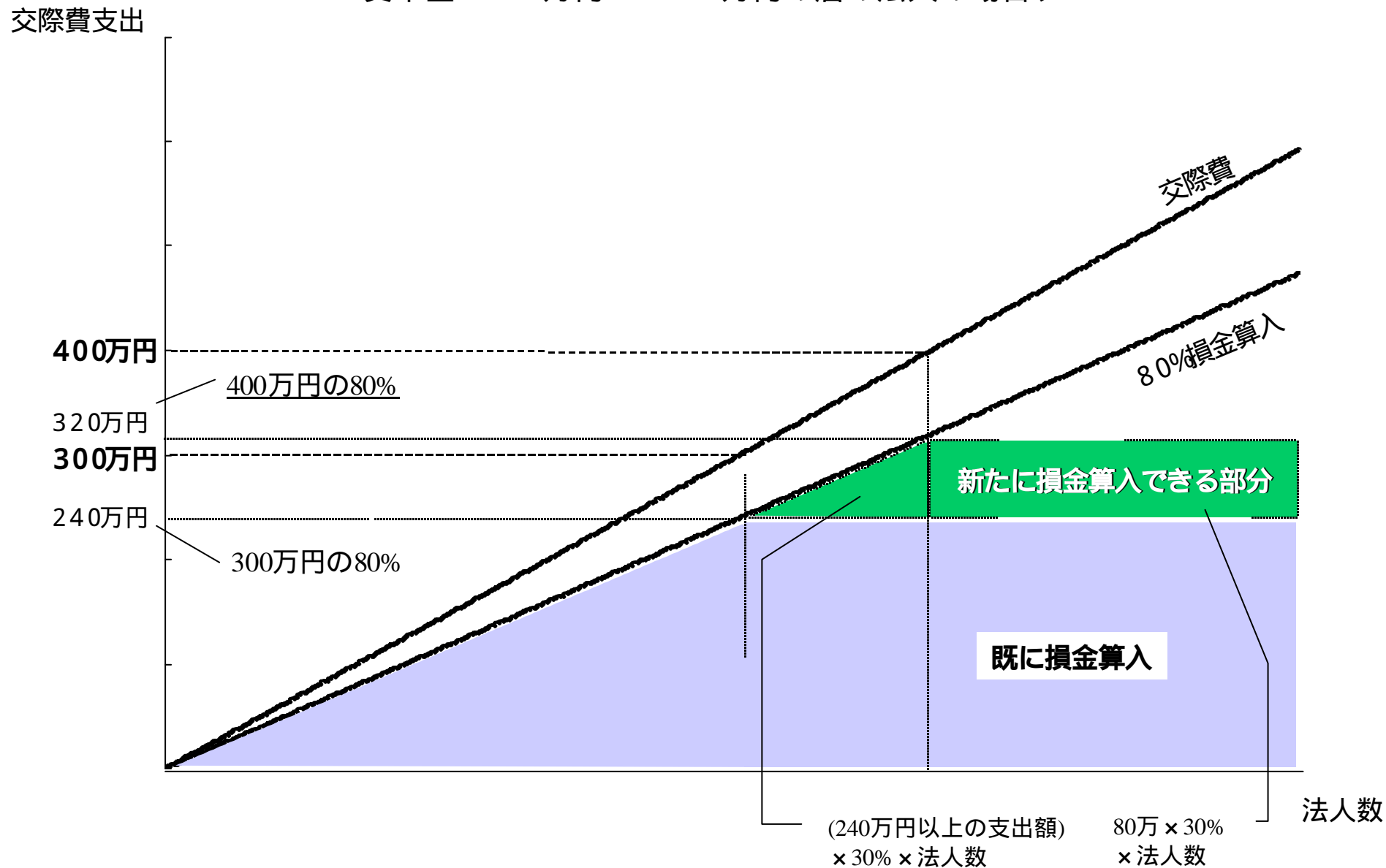
拡充内容：資本金 1 千万～ 5 千万円以下の法人についても、  
年 400 万までの支出額のうち 8 割を損金算入とする。

(参考) 交際費支出総額： 227万法人が4.4兆円を支出

(資本金1千万～5千万円の法人の支出総額：102万法人が1.8兆円を支出) (平成11年)

# 交際費課税の損金算入について

資本金 1000万円～5000万円の層の法人の場合



## 6 . その他の中小企業税制

### (1) 中小企業関係租税特別措置の延長 等

#### 中小企業新技術体化投資促進（メカトロ）税制の中小企業投資促進税制への統合

現行のメカトロ税制の対象機器は、拡充された中小企業投資促進税制によって原則措置されることとなるため、メカトロ税制は中小企業投資促進税制に一本化する。

#### 欠損金の繰戻し還付措置の延長

設立5年以内の中小企業等 及び 中小企業経営革新支援法における経営革新計画の認定を受けた中小企業等について、当期の欠損と前年の所得を通算し、前年に納付した法人税の還付を許容する制度の適用期限を2年間延長する。

#### 簡易記帳に係る青色申告特別控除の適用期限の延長

簡易記帳に係る青色申告特別控除（45万円）の適用期限を3年間延長。

事業協同組合等が中小企業総合事業団から集団化等のために融資を受けて取得した土地等を組合員等に再譲渡する場合における登録免許税の軽減措置（経過措置を含む）について所要の見直しを行いつつ、適用期限を1年間延長。

事業協同組合等が環境事業団から譲渡を受けた土地等を組合員等に再譲渡する場合の登録免許税の軽減措置について、所要の措置を講ずる。

「中小企業流通業務効率化促進法」に規定する認定組合が実施する流通業務効率化事業の用に供する施設に対する新增設に係る事業所税の非課税措置を2年間延長。

中小企業者が環境事業団から集団化のため譲渡を受けた建物に対する資産割に係る事業所税の非課税措置について、所要の見直しを行いつつ、2年間延長。

## (2)ベンチャー企業関連

### ストックオプション税制の拡大

商法改正を踏まえ、ストックオプション税制について、適格対象者の拡大（自社の役職員のみ  
自社及び50%超グループ会社の役職員）及び年間権利行使限度額の拡大（1000万円 1200万円）  
を行い、米国並の税制優遇水準が実現。

#### 【ストックオプション税制とは（右図）】

ストックオプションの権利行使時の課税を非課税として株式売却時まで繰り延べ（効果）課税を株式譲渡益課税とみなすもの（効果）。

#### 【商法改正】

今般の商法改正（来年4/1施行）は、ストックオプション制度につき、付与対象者制限（自社の役職員のみ）を撤廃し、付与対象枠（発行済株式総数の1/10以内）を撤廃。本商法改正に対応して、税制の拡大が必要であったところ。

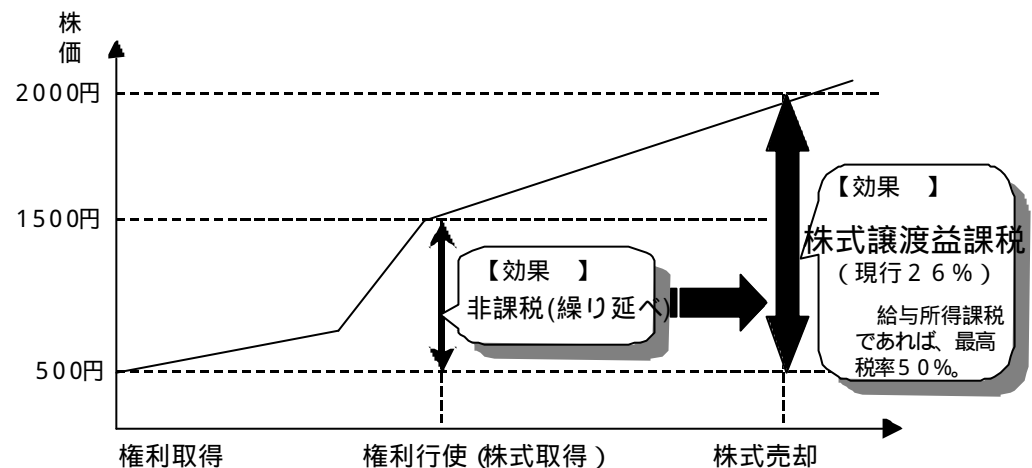
#### 【税制拡大の効果】

主なグループ会社の役職員に対して、「税制の優遇を受けられるストックオプション」を付与可能に。  
また、年間権利行使限度額も拡大され、付与のインセンティブが増大。

#### （参考）米国におけるストックオプション税制

適格対象者；50%以上の資本関係を有する会社において付与日から行使日の3ヶ月前までの間雇用関係がある役職員  
年間権利行使限度額；年間10万ドル

（注）米国では、「権利行使から株式売却まで1年以上経過していること」等の我が国にはない要件も設定されている。



## エンジェル税制適用の円滑化

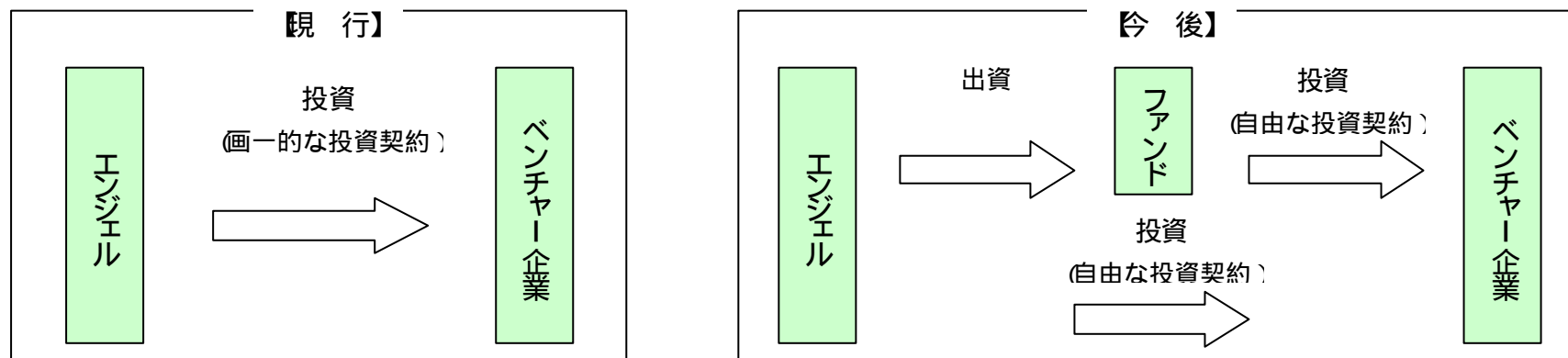
- ・ 投資事業組合（ベンチャーファンド）を通じたエンジェルの投資について、所要の実務上の措置を講じた上で、エンジェル税制が適用されることを明確化。
- ・ 上記を踏まえ、適用の要件となる「投資契約」が備えるべき内容を簡素化（これまでは画一的）。

### 【エンジェル税制とは】

ベンチャー企業に対して個人（エンジェル）が投資した場合、一定の手続きにより、譲渡益が発生した場合には、当該利益を 1 / 4 に圧縮（譲渡益の 3 / 4 が非課税）  
譲渡損失が発生した場合には、当該損失を翌年以降 3 年間繰り越して他の株式譲渡益と通算可能。

### 【制度の効果】

ファンドを通じた個人投資にもエンジェル税制が円滑に適用されることで、ベンチャー企業への資金流入が加速する。



## 私立学校等の受託研究収入に係る非課税措置の創設

- ・ 私立大学等が行う受託研究に係る事業については、一定の条件を満たすものを非課税とする。

【制度の効果】 受託研究による外部資金拠出の促進により、産学連携の強化及び大学に潜在する研究成果の事業化促進（大学発ベンチャーの創出）に大きく寄与する。



### (3) 連結納税制度の導入

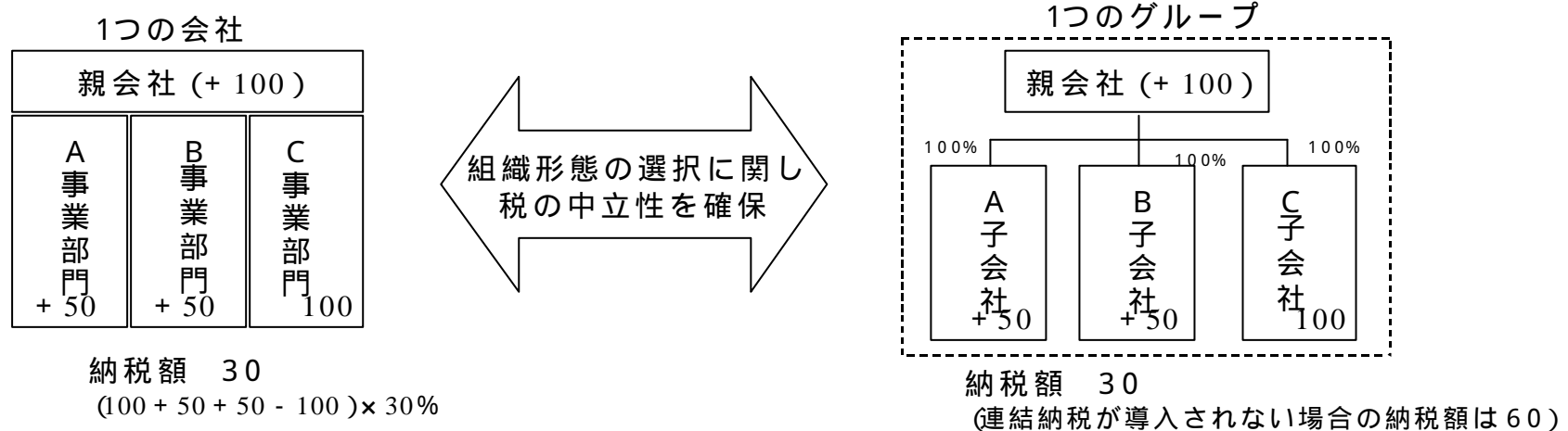
- ・ 経済界あがての6年越しの要望であった連結納税制度を、2002年4月から導入することが決定。  
(極めて異例だが、遡及して来年4月から実施されることとなる。)
- ・ グループ経営に移行している企業の経済実態に対応した連結納税制度を創設することにより、グループ経営を促進し、企業の国際競争力を強化。
- ・ 創設後2年間に限り、2%の連結付加税が課されることとなった。

#### 【連結納税制度の概要】

親会社と同一視しうる一定の子会社群(100%子会社)を含めたグループを一つの「課税単位」として課税する制度。

連結所得金額はグループ内の個社の所得と欠損を通算して算出。

グループ内で行われた資産の譲渡等によって生じる譲渡損益は課税を繰延べ。



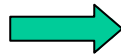
## 【中小企業関係税制の取扱い】

- ・ 親会社が中小法人（資本金1億円以下）であれば、軽減税率（22%）の適用あり（連結所得800万円以下の部分）。
- ・ 親会社が協同組合等であれば、軽減税率（23%）が適用。
- ・ 交際費の損金不算入額は、親会社の資本金額を基に連結グループを一体として計算する。
- ・ その他、中小企業関係租税特別措置についても原則適用。

## 【課税ベース拡大における中小法人等への配慮】

### ・ 退職給与引当金の廃止

原則4年間で取崩し。



中小法人、協同組合等については、10年間で取り崩す。

### ・ 受取配当の益金不算入制度

受取配当の益金不算入割合を  
原則14年度以降、80%から  
50%に引下げ。



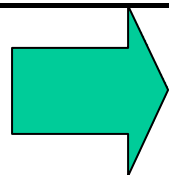
中小法人、協同組合等については、3年間  
かけて引き下げる。  
(80% 70% 60% 50%)

## 7 . 法人事業税の外形標準課税の導入見送り

これ（注：外形標準課税のこと）については、昨年、所得基準を2分の1、付加価値による外形基準を2分の1とする案が示されたが、報酬給与部分の割合が高い、課税方式が複雑であるなどの意見が出された。これらの経緯を踏まえ、今回は、外形基準の部分について付加価値額を基本としつつ、資本等の金額による課税方式を補完的に併用する案について議論を行った。この案では、報酬給与部分の割合が大幅に下がり、課税の仕組みが簡素化されているが、なお、これらについてもさまざまな意見があり、結論を得るに至らなかった。

したがって、今後、各方面の意見を聞きながら検討を深め、具体案を得たうえで、景気の状態等も勘案しつつ、平成15年度税制改正を目途にその導入を図る。

（平成14年度与党税制改正大綱から抜粋）



平成14年度税制改正では、導入は見送られた。

## 【 參考資料 】

留保金課税關係	.....	19
相続税・贈与税關係	.....	21
中小企業投資促進税制關係	.....	35

# 同族会社に対する留保金課税の概要

$$\text{留保金課税額} = \left[ \text{所得等} - (\text{配当} + \text{法人税等}) - \text{留保控除} \right] \times \text{税率}$$

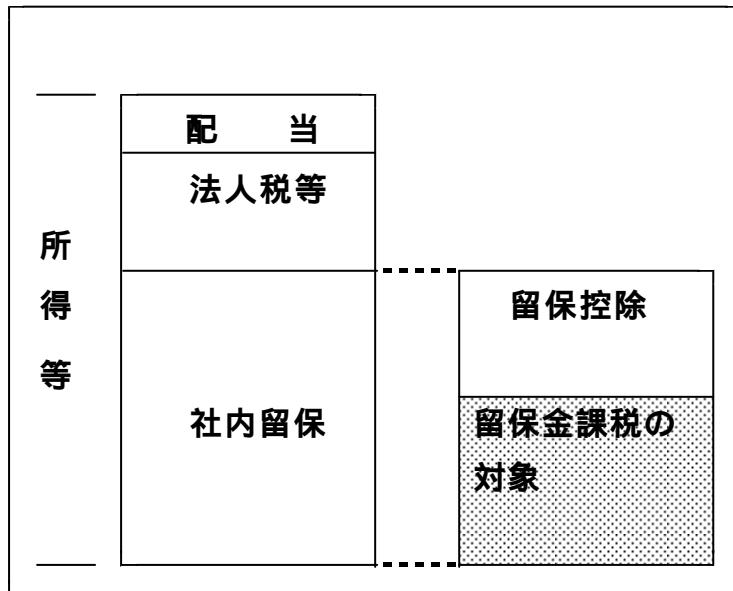
留保控除額

所得基準額・・・所得等の金額 × 35%

定額基準額・・・年1,500万円

積立金基準額・・・期末資本金の25% - 利益積立金

最も多い金額



税率

年3,000万円以下・・・10%

年1億円以下・・・15%

年1億円超・・・20%

同族会社とは、株主等が3人(その同族関係者を含む。)以下で、その持株割合が50%以上となる会社。

《資本金段階毎の課税額と課税対象法人数》

資本金段階	課税額	課税法人数(推計)
5 0 0 0万円未満	9 7 8 億円	3 9 , 7 8 0 社
5 0 0 0万円～1億円	3 9 0 億円	1 0 , 5 5 0 社
1億円～5億円	3 0 4 億円	8 , 7 8 0 社
5億円～10億円	6 1 億円	1 , 1 7 0 社
10億円以上	3 0 6 億円	3 , 0 2 0 社
合 計	2 , 0 3 9 億円	6 3 , 3 0 0 社

出典：「税務統計から見た法人企業の実態」（国税庁；平成11年）

《業種別留保金課税額》

（単位：億円）

業 種	留保金課税額	業 種	留保金課税額
農林水産業	6 ( 0.3%)	料理飲食旅館業	1 1 3 ( 5.5%)
鉱 業	5 ( 0.2%)	金融保険業	1 7 2 ( 8.5%)
建設業	2 8 6 (14.0%)	不動産業	1 6 0 ( 7.9%)
製造業	4 1 9 (20.5%)	運輸通信公益業	4 4 ( 2.2%)
卸売業	1 8 9 ( 9.3%)	サービス業	4 0 0 (19.6%)
小売業	2 4 4 (12.0%)		

（出典）税務統計に見る法人企業の実態（平成11年；国税庁）

## 相続税・贈与税のこれまでの改正経緯

### 【平成11年度税制改正】

特定事業用の小規模宅地等」の課税の特例の減額率引き上げ。  
課税の特例（80%減額）の適用対象面積を200㎡から330㎡（百坪）に拡大。

### 【平成12年度税制改正】

取引相場のない株式の評価方法を昭和47年度以来28年ぶりに改正。  
株式算定の方法について、「収益要因」の重視により「資産要因」の相対的なウェイト引き下げ。  
会社規模に応じた減額率の引き上げ（一律0.7 0.5、0.6、0.7へ）

相続税延納の際の「延納利子税率」の引き下げ（4.2%のものを2.2%へ等）

### 【平成13年度税制改正】

特定小規模宅地（事業用・居住用）の特例を拡充

特定事業用宅地の課税の特例（80%減額）の適用対象面積を330㎡から400㎡に拡大。  
特定居住用宅地の課税の特例（80%減額）の適用対象面積を200㎡から240㎡に拡大。

贈与税の基礎控除額を昭和50年度以来、25年ぶりに引き上げ。

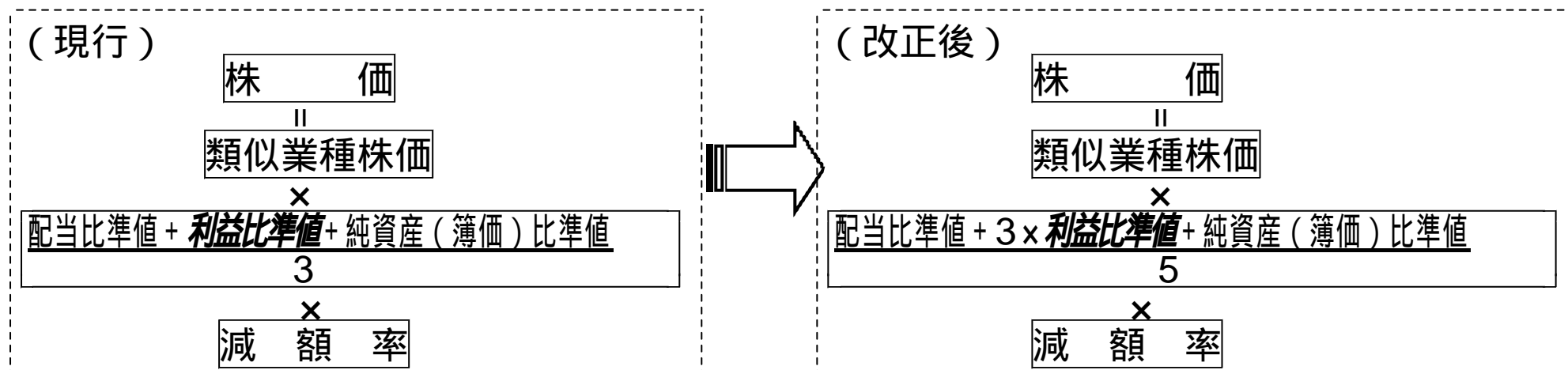
基礎控除額を60万円から110万円に引き上げ。  
住宅資金贈与の特例の限度額を300万円から550万円に引き上げ。

## 取引相場のない株式評価（平成12年度税制改正）

取引相場のない株式の評価方法を昭和47年以来、28年ぶりに抜本改正。  
これにより、収益性に乏しい中小企業の株価評価は軽減。

### 取引相場のない株式の評価方法の抜本的見直し

（1）株価算定方法の改正（「収益要因」の重視による「資産要因」のウェイト引下げ）



注) 比準値：対象会社と上場企業（標本）のそれぞれの一株当たりの値を比較した比率。

（2）減額率の引上げ  
（現行） 一律0.7

（改正後） 大会社：0.7、中会社：0.6、小会社：0.5



# 取引相場のない株式に係る評価方法（概要）

(個人事業者)	取引相場のない株式					(大会社)	(上場企業)
	(小会社)	(中 会 社)					
		小	中	大			
純資産価額	純資産価額 or 類似業種比準価額	【類】	【類】	【類】	類似業種比準価額		上場株価
事業用小規模宅地（330㎡まで）については、80%の評価減	50% 純資産価額	60%	75%	90%			
	50%	40%	25%	10%			

## 類似業種比準方式

### 【類似業種比準価額方式による株式の評価方法】

$$\text{評価額} = A \times \frac{b/B + 3 \times (c/C) + d/D}{5} \times \text{【減額率】}$$

【減額率】大会社0.7、中会社0.6、小会社0.5

- A：類似業種の株価（上場会社の株価をベースに決定）
- b：評価会社の直前期末における一株当たりの配当金額
- c：評価会社の直前期末以前1年間における一株当たりの利益金額
- d：評価会社の直前期末における一株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）
- B：課税時期の属する年の類似業種の一株当たりの配当金額
- C：課税時期の属する年の類似業種の一株当たりの年利益金額
- D：課税時期の属する年の類似業種の一株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）

## 純資産価額方式

$$\text{【総資産価額 - 負債の合計 - (相続税評価額 - 純資産価額 - 簿価額 - 純資産価額) \times 清算所得税率 (42\%)】}$$

# 取引相場のない株式の評価における会社の規模の判定

## (小売・サービス業)

従業員数と 総資産価額		取引金額				
		6000万円未満	6000万円以上 6億円未満	6億円以上 12億円未満	12億円以上 20億円未満	20億円以上
5人以下 (総資産規模は関係なし)						
5人超 30人以下	4000万円未満					
	4000万円以上					
30人超 50人未満	4000万円未満					
	4000万円以上 4億円未満					
	4億円以上					
50人超 100人未満	4000万円未満					
	4000万円以上 4億円未満					
	4億円以上 7億円未満					
	7億円以上 10億円未満					
100人以上 (総資産規模は関係なし)						

## (その他)

従業員数と 総資産価額		取引金額				
		8000万円未満	8000万円以上 7億円未満	7億円以上 14億円未満	14億円以上 20億円未満	20億円以上
5人以下 (総資産規模は関係なし)						
5人超 30人以下	5000万円未満					
	5000万円以上					
30人超 50人未満	5000万円未満					
	5000万円以上 4億円未満					
	4億円以上					
50人超 100人未満	5000万円未満					
	5000万円以上 4億円未満					
	4億円以上 7億円未満					
	7億円以上 10億円未満					
	10億円以上					
100人以上 (総資産規模は関係なし)						

## (卸売業)

従業員数と 総資産価額		取引金額				
		2億円未満	2億円以上 25億円未満	25億円以上 50億円未満	50億円以上 80億円未満	80億円以上
5人以下 (総資産規模は関係なし)						
5人超 30人以下	7000万円未満					
	7000万円以上					
30人超 50人未満	7000万円未満					
	7000万円以上 7億円未満					
	7億円以上					
50人超 100人未満	7000万円未満					
	7000万円以上 7億円未満					
	7億円以上 14億円未満					
	14億円以上 20億円未満					
	20億円以上					
100人以上 (総資産規模は関係なし)						

小会社  
 中会社の小  
 中会社の中  
 中会社の大大会社

従業員100人以上の会社は、即「大会社」と判定されるが、従業員100人未満の会社は、総資産価額及び従業員数と取引金額それぞれがどの規模に属するかを調べ、どちらか大きい方のランクに分類される。

従業員数とは 直前期末以前1年間継続して勤務していた従業員数(A)  $\left[ \begin{array}{l} \text{就業規則等で定められた1週間あたりの} \\ \text{労働時間が30時間未満である従業員をのぞく} \end{array} \right]$   

$$+ \frac{\text{(A)以外の従業員の直前期末以前1年間における労働時間の合計時間}}{1,800\text{時間}}$$

総資産価額とは 直前期末における各資産の帳簿価額の合計額(固定資産の減価償却を間接法によって行っている場合は減価償却累計額を控除しますが、貸倒引当金は控除しません。なお、繰延資産は含めます。)

取引金額とは 直前期末1年間の会社の目的とする事業に係る収入金額

## 相続税延納の際の利子税の引下げ（平成12年度税制改正）

	平成11年12月まで	平成12年1～3月	平成12年4月以降
不動産・株式等の割合が75%以上	4.2%	2.5%	2.2%
不動産・株式等の割合が50%以上	5.4%	3.3%	2.2%
不動産・株式等の割合が50%未満	6.6%	4.0%	3.6%

約100,000人の既存延納者にも適用(累積延納額1兆5,000億円)。

新規延納者は毎年10,000人以上(延納申請額4,000億円程度)。

利子税の引下げにより、延納期間が長い場合には、利子税負担が相当程度軽減。

(相続税の延納金額1億円、延納期間20年の場合 利子税合計4410万円 2310万円)

# 特定小規模宅地（事業用・居住用）の特例の拡充 （平成11年度・13年度税制改正）

〔特例の適用対象面積と課税価格減額の割合〕

	昭和58年 （創設）	昭和63年	平成4年	平成6年	平成11年	平成13年 （現行）
事業用	200㎡以下 40%	200㎡以下 60%	200㎡以下 70%	200㎡以下 80%	330㎡以下 80%	400㎡以下 80%
居住用	200㎡以下 30%	200㎡以下 50%	200㎡以下 60%	200㎡以下 80%	200㎡以下 80%	200㎡以下 80%

〔平成13年度改正の概要〕

（改正前）



（改正後）



## 諸外国の事業用資産の軽減措置の概要

	英 国	フランス	ドイツ	米 国	韓 国
導入時期	76年に導入。92年から現行制度。	2000年に導入。	94年に導入。97年から現行制度。	97年導入。	96年導入。
対象資産	事業会社（個人経営を含む）の事業用資産・株式	同左	同左	家族事業用の資産	事業用資産・株式
条 件	相続の2年前から当該資産を保有していること 等	当該資産を相続の2年前から保有していること 相続後6年間、当該資産を継続保有すること 相続後5年間事業を継続すること 等	相続後5年間、事業を継続すること 等	相続前8年間の内5年以上当該事業に従事すること 相続後10年の内5年以上事業に従事すること 等	被相続人が相続前2年間事業に従事すること 相続人が当該事業・株式を相続5年前から保有すること 相続後、5年間事業継続すること
軽減措置の内容	100%軽減。 (76年当初は30%軽減で、以後順次拡大)	50%軽減。	50万マルクを控除の上、残額から40%控除。	130万ドルまで非課税。	1億ウォンまで非課税。
税 率	40% (一律)	5 ~ 40%	7 ~ 30% (最優遇税率)	18 ~ 55%	10 ~ 50%
備 考		個人企業の場合、相続税の費用計上が可能。		このほか、小規模事業資産の不動産の評価特例等の措置あり。 2010年までに遺産税を段階的に廃止する予定。	宿泊・飲食店業、不動産賃貸業は対象外。 贈与税には事業用資産への軽減措置はない。

## アジア諸国の相続税・贈与税の概要

国名	相続税・贈与税の有無・税率	事業用資産に関する軽減措置
中国	相続税・贈与税ともなし	
韓国	相続税：10%～50% 贈与税：10%～50%	<b>事業用資産・株式の相続は、1億ウォンまで非課税。</b> 要件は、被相続人が相続前2年間事業に従事。 相続人が当該事業・株式を相続5年前から保有。 相続後、5年間事業継続。（一部非適用業種あり）
タイ	相続税・贈与税ともなし	
インドネシア	相続税・贈与税ともなし	
シンガポール	相続税：5%～10% 贈与税：なし	住宅は900万ドルまで、動産は60万ドルまで非課税。
マレーシア	相続税：1991年に廃止	
フィリピン	相続税：5%～25% 贈与税：2%～15%	
ベトナム	相続税・贈与税ともなし	（手数料として、土地所有権の相続に4%、車、バイク、家屋の相続名義変更に1%を徴収。）

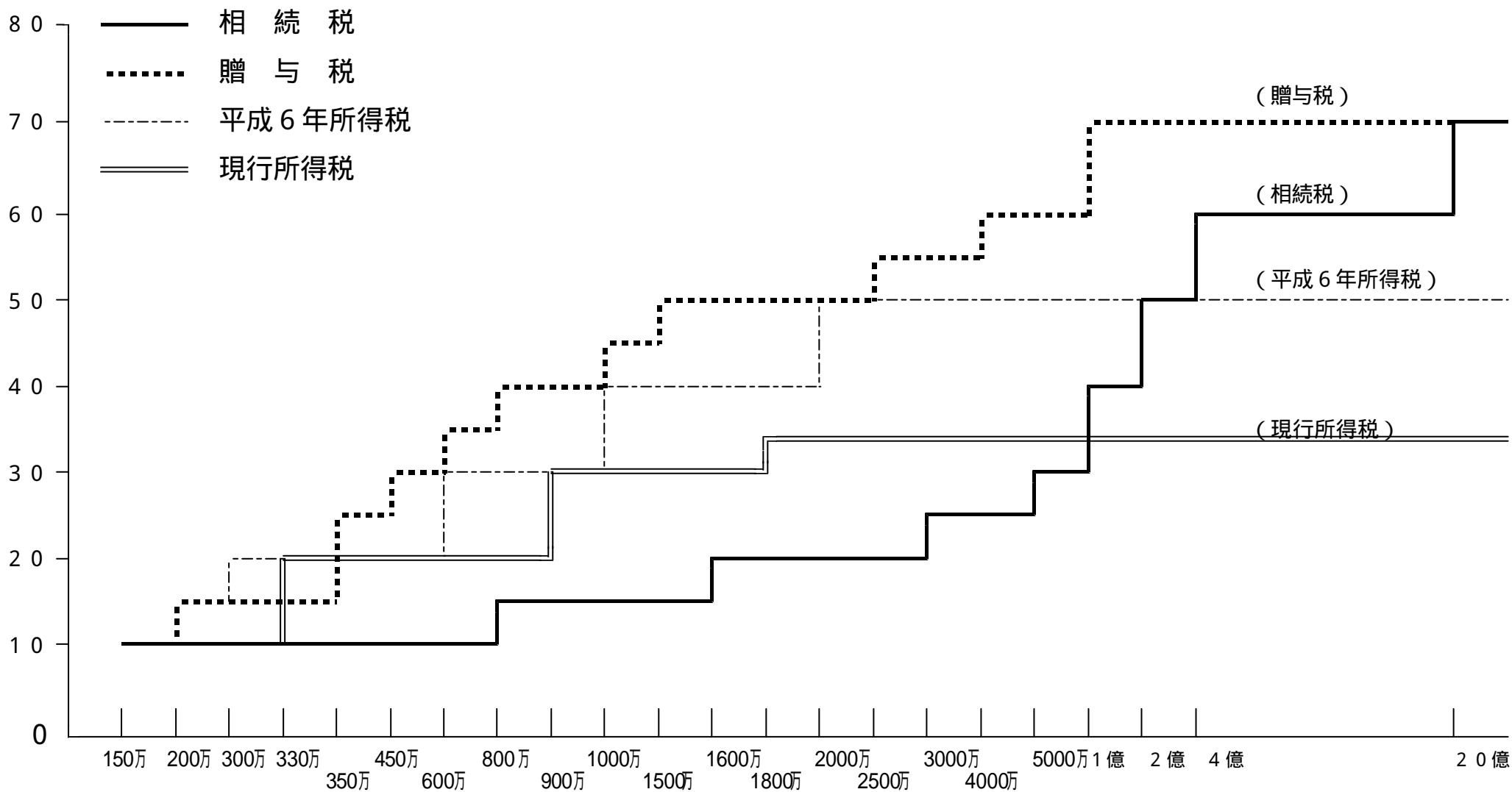
## 相続税収の規模と種類別にみた相続財産の内訳

課税状況（平成11年）		相続財産別種類別		
課税価格			被相続人数	取得財産価額
相続人数	158,874人	土地		
金額	<u>13兆2,699億円</u>	田・畑・山林	47,735人	2兆5,851億円
相続税額	2兆7,260億円	宅地	48,112人	6兆1,856億円
税額控除	8,187億円	その他の土地	13,301人	6,526億円
納付税額		事業用財産（含む農業用） （事務機器、商品、売掛金等）	10,636人	746億円
相続人数	136,271人	有価証券		
金額	1兆6,890億円	同族会社の株式等	10,604人	4,402億円
被相続人の数	<u>50,730人</u>	その他の株式等	29,978人	5,385億円
		その他	16,479人	2,911億円
		現金、預金等	50,086人	2兆1,275億円
		家庭用財産	37,789人	204億円
		その他の財産	42,960人	1兆2,745億円
		課税価格	<u>50,730人</u>	<u>13兆2,464億円</u>

（出所）国税庁「国税庁統計年報書（平成11年度版）」

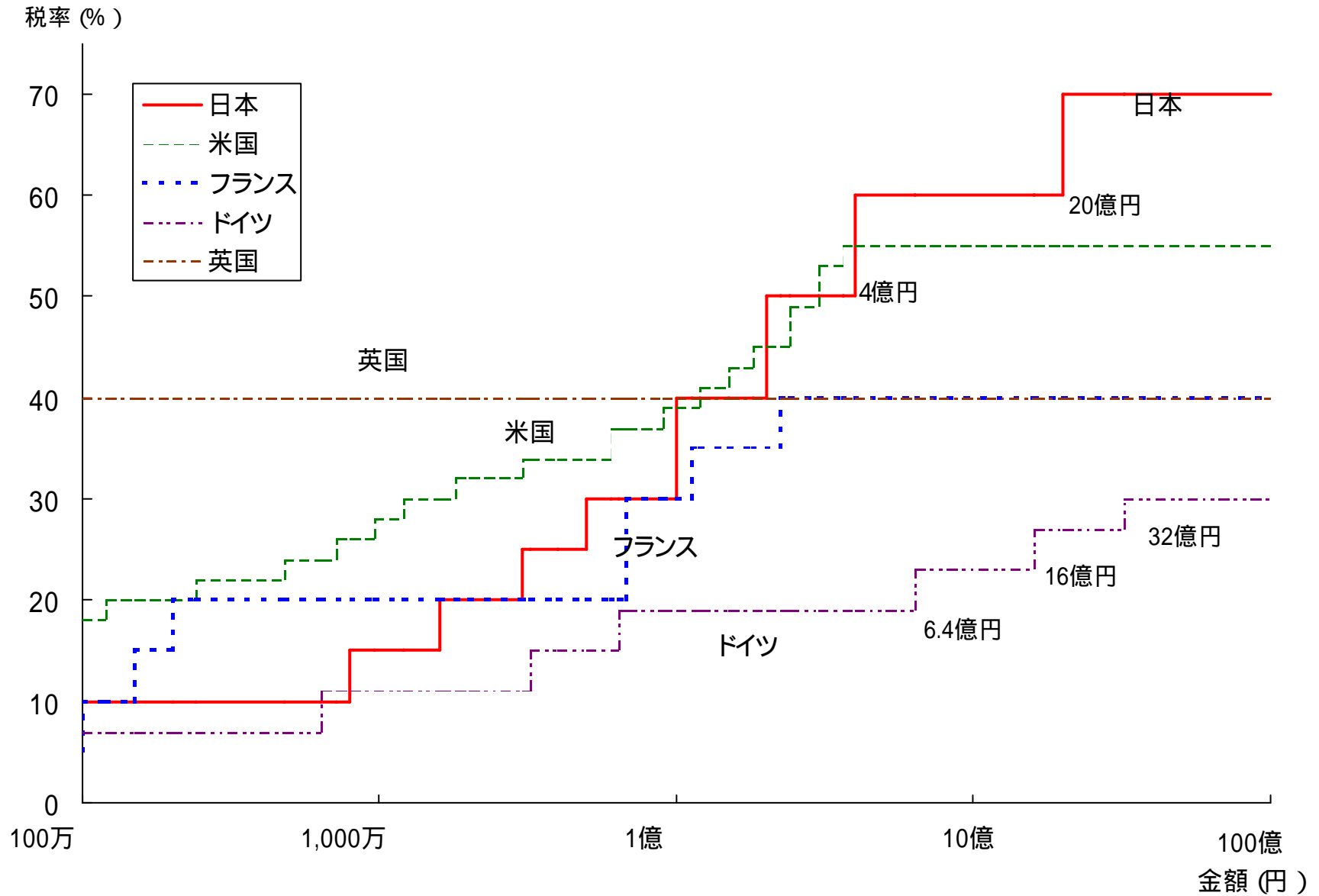
# 我が国の税率構造の比較（所得税（国税）と相続税、贈与税）

【税率：％】

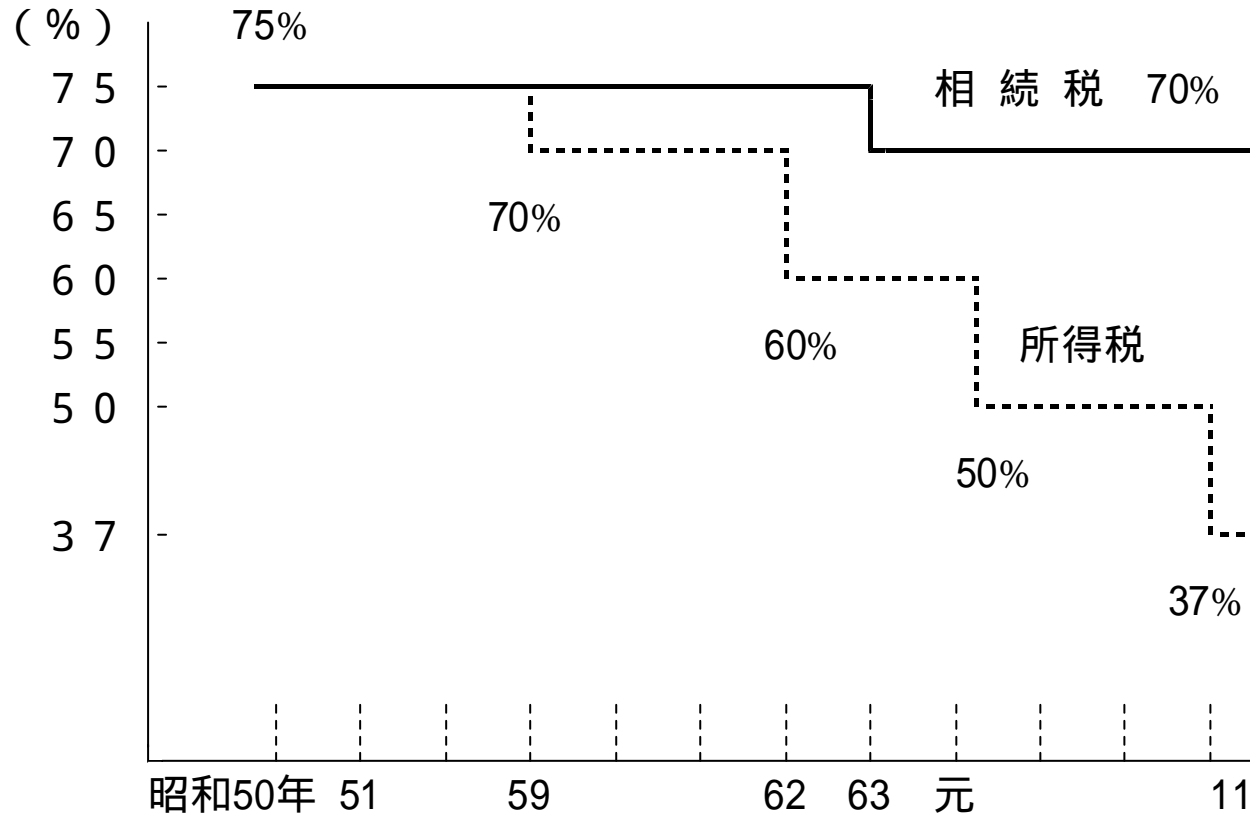




# 相続税の税率構造の各国比較 (日、米、英、独、仏)



## 所得税、相続税の最高税率の推移



	所得税	相続税	贈与税
最高税率	37%	70%	70%
税率構造	4段階	9段階	13段階
基礎控除	38万	5千万	110万
他控除	70万 、 330万	1千万 × 相続人	

## 相続税の課税状況（平成 11 年）

課税価格階級別	被相続人数	課税価額	相続税納付税額	法定相続人数
合計	50,730 人	13 兆 2,465 億円	1 兆 6,858 億円	181,895 人
1 億円以下	8,540 人	7,257 億円	1 08 億円	20,855 人
1 億円～ 2 億円	23,154 人	3 兆 2,684 億円	1,254 億円	83,297 人
2 億円～ 5 億円	14,100 人	4 兆 2,141 億円	4,335 億円	56,413 人
5 億円～ 10 億円	3,424 人	2 兆 3,301 億円	4,051 億円	14,542 人
10 億円～ 20 億円	1,178 人	1 兆 5,676 億円	3,706 億円	5,244 人
20 億円以上	334 人	1 兆 1,132 億円	3,404 億円	1,544 人

資料：国税庁統計年報書（平成 11 年度版）

（注）相続税額の算出：

まず、課税遺産総額（課税価格 - 基礎控除）を法定相続分で分割し、それぞれの法定相続分に税率を掛ける。

こうして算出した各法定相続人の仮の税額を合計し、その総額を実際の取得割合で按分して、各人の納付税額を算出。

## 贈与税の課税状況（平成11年）

取得財産額別	人員	取得財産価額	贈与税納付税額
合 計	455,177人	1兆2,939億円	1 1 4 0 億円
100万円以下	166,030人	1,266億円	2 7 億円
100～200万円	105,194人	1,602億円	9 2 億円
200～400万円	110,933人	3,080億円	1 9 3 億円
400～1千万円	39,824人	2,561億円	3 3 8 億円
1千～3千万円	22,571人	3,817億円	2 1 9 億円
3千万円以上	625人	611億円	2 7 0 億円

資料：国税庁統計年報書（平成11年度版）

## 中小企業の設備投資・研究開発に関する税制（：経済対策）

### 中小企業投資促進税制

中小企業者全般

・ 30%特償 ・ 7%税額控除\*

全ての機械・装置

・ 1設備160万円以上(リース210万円)

パソコン等9品目の器具・備品

・ 100万円以上(リース140万円)

トラック(総重量3.5トン以上)

内航船舶

**ベンチャー税制**(30%特償・7%税額控除)

・ 創造法対象の中小企業

・ 1設備280万円以上(リース370万円)

統 合

**メカトロ税制**(30%特償・7%税額控除\*)

・ 162設備(電子機器利用設備)

・ 1設備160万円以上(リース210万円)

**エネ革税制**(中小企業者)(30%特償・7%税額控除)

・ 52設備(代エネは指定なし)

・ 1設備200万円以上(リースなし)

### 電子計算機の法定耐用年数短縮

・ パソコン6年 4年 ・ その他 6年 5年

パソコン税制は平成12年度末で廃止

[ 100万円未満 全額損金算入(即時償却) ]

**中小企業等基盤強化税制**(30%特償・7%税額控除\*)

卸・小売・飲食店業・サービス業

・ 1設備280万円以上(リース370万円)

器具・備品は120万円以上(リース160万円)

特定の中小企業(経営革新法等)

### 中小企業者の一般機械特償

中小企業者(幅広く対象)

1設備230万円以上の機械装置

11%特償

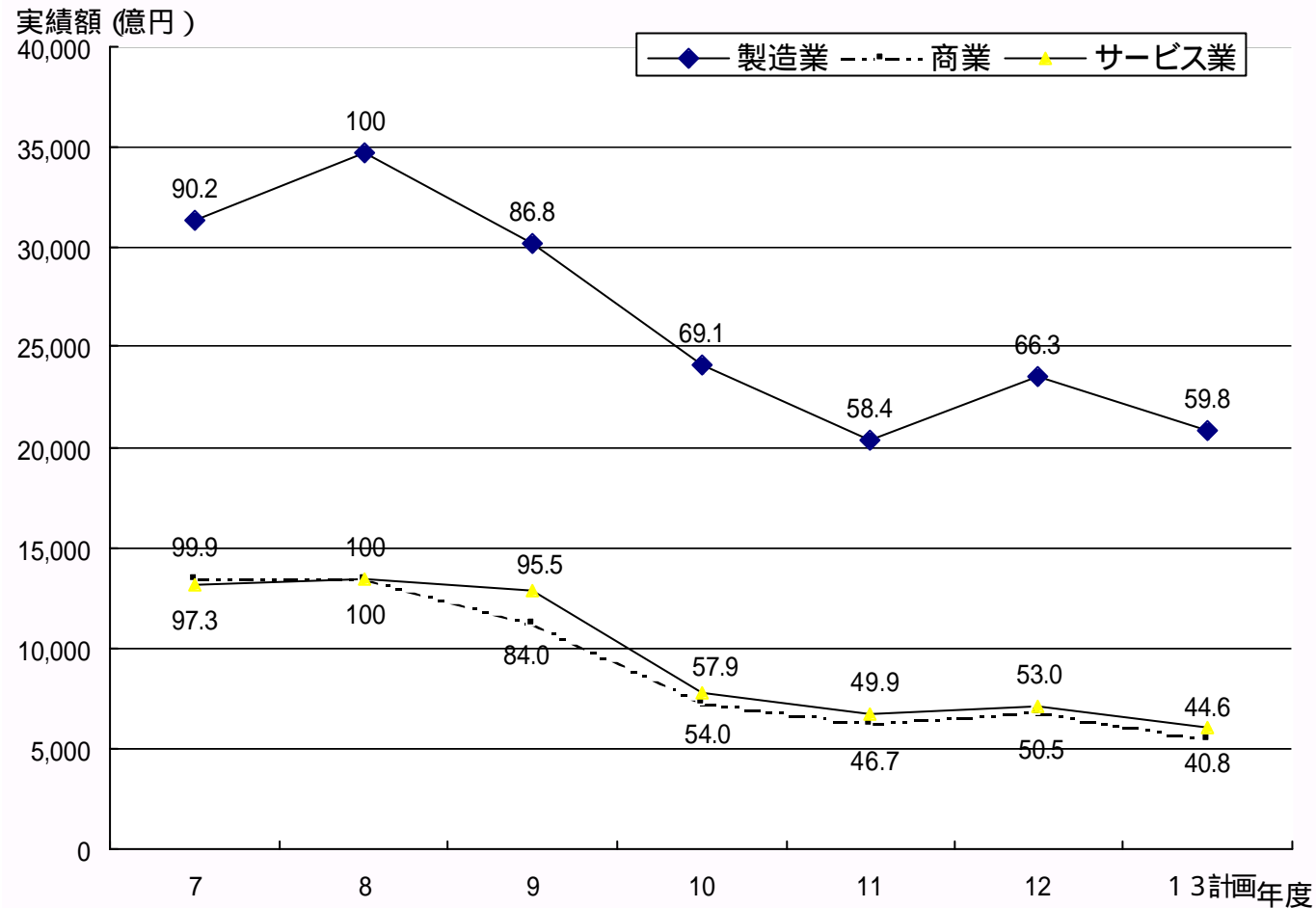
### 中小企業技術基盤強化税制

全ての中小企業者

試験研究費の10%を税額控除(通常6%)

(備考: 7%税額控除のうち\*印は資本金3,000万円以下の場合適用)

## 中小企業の設備投資実績額の推移(平成13年度は計画)



平成8年度投資額を100  
とすると、  
平成13年度計画は、  
製造業 : 59.8  
商業 : 40.8  
サービス業 : 44.6

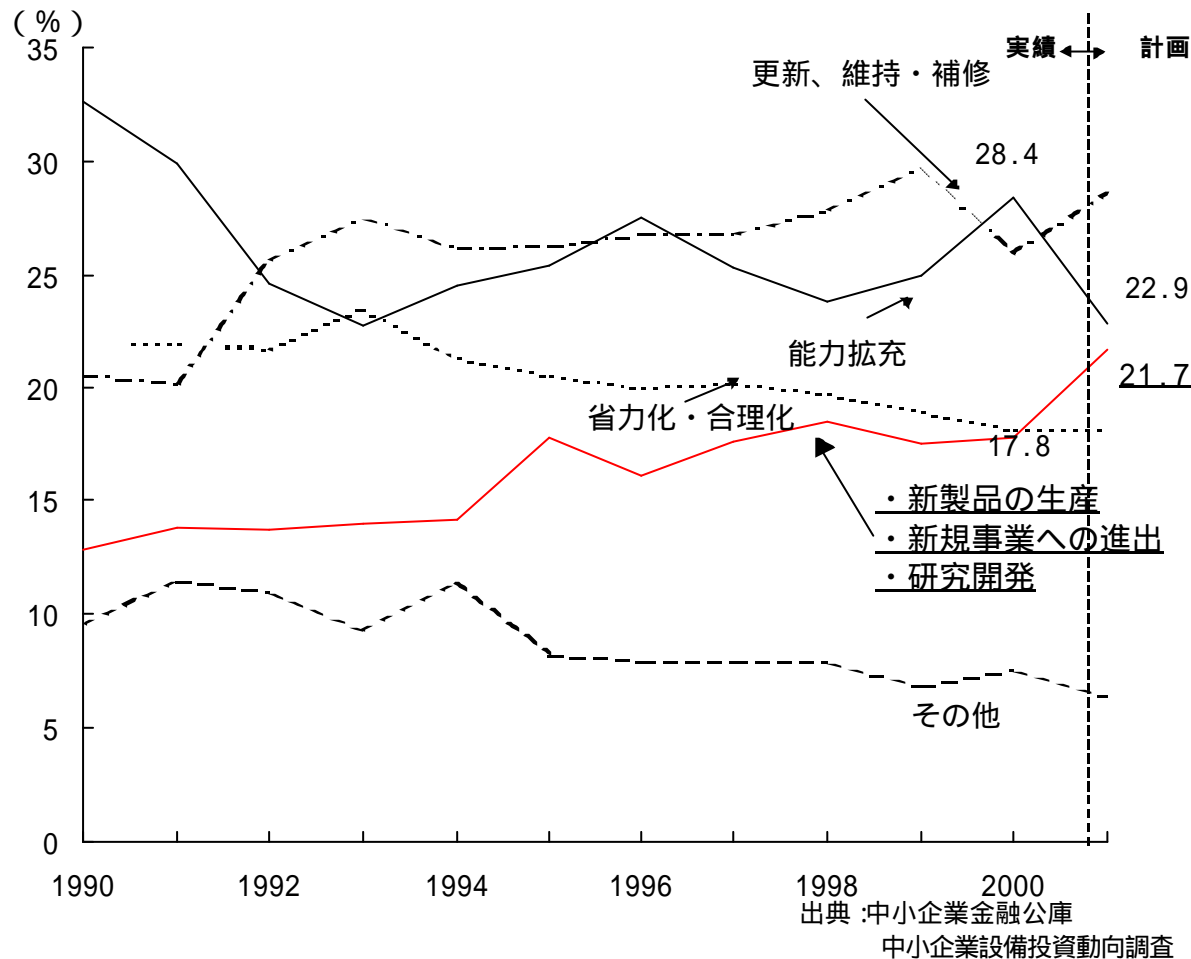
出所：中小企業金融公庫

「中小製造業設備投資動向調査」

「中小商業・サービス業設備投資  
動向調査」

## 中小企業の設備投資の目的別構成比の推移（取得ベース）

厳しい業況の中、設備投資全体は減少傾向にあるが、新規事業の進出等のための前向きな設備投資のウェイトはむしろ拡大。  
中小企業のこのような設備投資や研究開発を税制面から包括的に支援。



バブル期の設備投資は、「能力拡充」が主。要は、既製品の大量生産のための設備投資。

90年代は、設備の「維持・補修」の投資が主。

近年、「新商品の生産、新規事業への進出」の投資のウェイトが上昇（平成13年度は、20%を超える見込み）。